

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

## 1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故22件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                     | 事故の概要   | 損害賠償の額   |
|----|------------------------------------|---|----------|
| 1  | 平成30年7月17日<br>札幌市清田区<br>エムズメッセ株式会社 | 平成30年6月13日、札幌市中央区大通西2丁目において、本市の環境業務用の自動車が、停車中の相手方の自動車に接触したもの                          | 190,000円 |
| 2  | 平成30年10月21日<br>札幌市東区在住者            | 平成30年9月28日、札幌市東区北41条東17丁目において、店舗の駐車場から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの | 23,760円  |
| 3  | 平成30年10月26日<br>札幌市東区在住者            | 平成30年5月4日、札幌市東区北22条東21丁目において、相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に当該中学校の敷地から飛び出たボールにより損傷したもの           | 280,065円 |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                           | 事故の概要  | 損害賠償の額   |
|----|--|--|----------|
| 4  | 平成30年10月29日<br>札幌市中央区<br>北都交通株式会社        | 平成30年10月4日、札幌市中央区宮の森1条11丁目において、本市の清掃パトロール車と相手方の自動車が接触したもの                                | 6,030円   |
| 5  | 平成30年10月30日<br>札幌市北区在住者                  | 平成30年9月10日、札幌市中央区大通東6丁目において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って相手方の自動車を損傷したもの                             | 88,819円  |
| 6  | 平成30年10月31日<br>札幌方面南警察署                  | 平成30年8月8日、札幌市中央区南29条西11丁目において、相手方の塀が、本市の動物管理業務用の自動車の接触により損傷したもの                          | 151,200円 |
| 7  | 平成30年11月6日<br>札幌市豊平区在住者                  | 平成30年9月17日、札幌市豊平区平岸7条14丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の障害物により損傷したもの                  | 230,497円 |
| 8  | 平成30年11月19日<br>札幌市中央区<br>株式会社アトラスグループ    | 平成30年10月10日、札幌市厚別区厚別西4条3丁目において、相手方が管理するごみステーションが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの | 264,600円 |
| 9  | 平成30年11月20日<br>札幌市清田区<br>有限会社アルバコーポレーション | 平成30年9月5日、札幌市清田区清田において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する緑地の樹木の倒壊により損傷したもの                             | 446,600円 |
| 10 | 平成30年11月20日<br>東京都千代田区<br>株式会社LEOC       | 平成30年9月20日、札幌市手稲区曙2条2丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの                                 | 206,952円 |
| 11 | 平成30年11月22日<br>札幌市清田区在住者                 | 平成30年9月14日、札幌市東区北24条東17丁目において、本市の消防業務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの                                | 19,635円  |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                             | 事故の概要   | 損害賠償の額    |
|----|--|---|-----------|
| 12 | 平成30年11月26日<br>札幌市北区在住者                    | 平成30年9月12日、札幌市中央区北4条西28丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校の樹木の剪定作業中に落下した枝により損傷したもの                    | 88,085 円  |
| 13 | 平成30年11月27日<br>札幌市南区在住者                    | 平成30年10月26日、札幌市南区澄川5条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の浮き上がったグレーチングにより損傷したもの             | 88,117 円  |
| 14 | 平成30年11月28日<br>札幌市中央区<br>北電興業株式会社          | 平成30年10月22日、札幌市中央区南23条西11丁目において、相手方の看板が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの                                  | 11,880 円  |
| 15 | 平成30年11月30日<br>札幌市南区在住者                    | 平成30年8月20日、札幌市南区真駒内公園において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自転車が、当該道路上の隆起箇所により転倒し、相手方が負傷するとともに、当該自転車が損傷したもの | 107,399 円 |
| 16 | 平成30年11月30日<br>札幌市中央区<br>株式会社ファクター・ナインサービス | 平成30年8月22日、札幌市中央区南14条西7丁目において、相手方が管理するマンションのシャッターが、本市の清掃パトロール用のリース車の接触により損傷したもの             | 143,100 円 |
| 17 | 平成30年12月5日<br>札幌市豊平区在住者                    | 平成30年10月4日、札幌市豊平区西岡5条15丁目において、市立中学校の職員が、校務中に誤って相手方の自動車を損傷したもの                               | 116,424 円 |
| 18 | 平成30年12月6日<br>江別市在住者                       | 平成30年9月11日、札幌市厚別区厚別東5条3丁目において、相手方の自動車が、本市の清掃パトロール車から落下した積荷により損傷したもの                         | 373,680 円 |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                        | 事故の概要   | 損害賠償の額   |
|----|---------------------------------------|---|----------|
| 19 | 平成30年12月6日<br>札幌市南区在住者                | 平成30年11月9日、札幌市南区石山1条7丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、歩道の勾配により損傷したもの | 271,771円 |
| 20 | 平成30年12月11日<br>札幌市北区在住者               | 平成30年11月17日、札幌市北区屯田2条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの        | 24,624円  |
| 21 | 平成30年12月20日<br>札幌市西区<br>生活協同組合コープさっぽろ | 平成30年10月16日、札幌市手稲区曙2条4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する緑地の樹木の枝の落下により損傷したもの        | 242,460円 |
| 22 | 平成30年12月27日<br>札幌市西区在住者               | 平成30年11月16日、札幌市西区福井1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの          | 7,327円   |

## 2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解する。

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                            | 事故の概要  | 和解の概要                     |
|----|---|--|---------------------------|
| 1  | 平成30年11月15日<br>札幌市東区<br>株式会社ファスト・フード・サービス | 平成30年8月16日、札幌市東区北12条東16丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの | 相手方は、本市に対して、金67,380円を支払う。 |